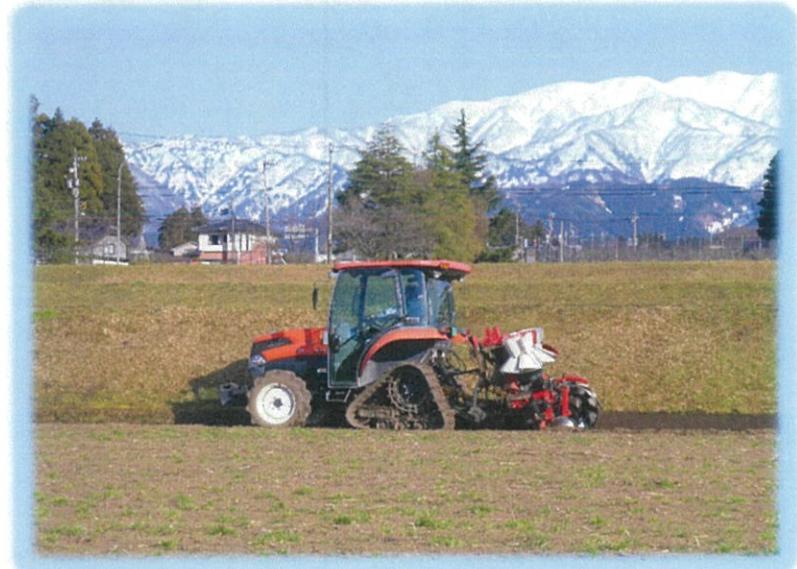
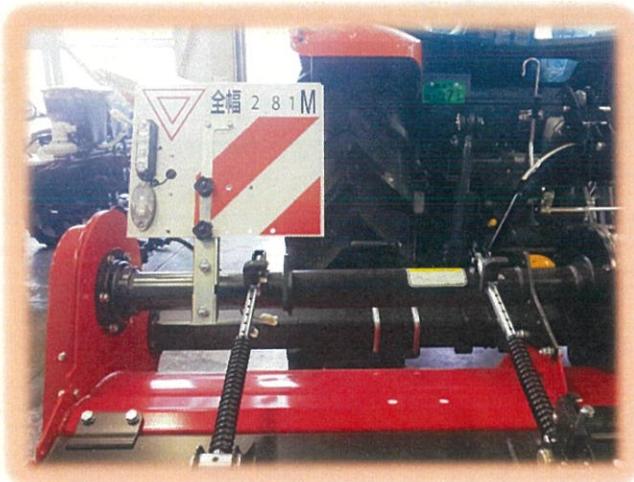


JA うおづからのお知らせ

農作業用トラクターの 公道走行の注意点



2019年4月から
作業機を装着したトラクターが、
さらに2020年1月から
被けん引タイプの作業機の
公道走行が可能になりました。

ただし…

**法律上の各種手続きが
必要になります！**

トラクターの道路走行に関する各種法令

①道路運送車両法

…自動車の装備・検査等が定められた法令

トラクターは「大型特殊自動車」ならびに
「小型特殊自動車（農耕用車両）」に該当します。

車両種別	全長・全幅・全高・総排気量	最高速度	車検
大型特殊 自動車	制限なし	35km/h 以上	必要
小型特殊 自動車 (農耕用車両)	制限なし	35km/h 未満	不要

※免許区分の「大型特殊自動車免許」「小型特殊自動車免許」とは異なります。

トラクターの道路走行に関する各種法令

②道路交通法

…交通ルールや運転免許等が定められた法令

免許区分に応じた「運転免許証」の携帯が必要です。

免許区分	全長	全幅	全高	最高速度
大型特殊自動車免許	特殊な構造のもので、特殊な作業に使用する自動車で小型特殊自動車以外のもの			
小型特殊自動車免許	4.7m 以下	1.7m 以下	2.0m 以下 (安全キャブ・安全フレームは 2.8m 以下)	15km/h 以下

※作業機を付けて全幅が **1.7mを超えると**、
大型特殊自動車免許が必要となります。

トラクターの道路走行に関する各種法令

③道路法

…道路の定義から整備手続き、管理や費用負担、罰則まで定めた法令

一定の大きさや重量を超える車両を通行させる時は、特殊車両通行許可申請による許可証の取得が必要です。

●車両の制限値

全長	全幅	全高	重さ	最小回転半径
12m 以下	2.5m 以下	3.8m 以下	総重量 20t 以下	12m 以下

※作業機を付けて全幅が 2.5m を超えると、特殊車両通行許可申請が必要となります。

トラクターの道路走行に関する各種法令

④地方税法

小型特殊自動車の農耕用トラクターおよび農耕作業用トレーラは、

①納税の義務

②納税標識（ナンバープレート）の交付申請および車両への取付義務

以上2点が地方税法の条例に基づき定められています。

道路走行の有無に関わらず、市町村へ届出を行い、ナンバープレートの交付を受け、取付けることが必要です。

走 行 前 の 確 認 事 項

①大型特殊免許（農耕車限定含む）の取得 以下の取得方法があります。

（1）自動車学校での取得

6时限の技能実習時間と1时限の試験で取得できます。
料金は80,000円程度です。

（2）農業機械研修センターでの取得(農耕用大型特殊免許)

富山県農林水産公社農業機械研修センター(富山市婦中町)では
連續5日間(技能実習3.5日、試験0.5日、免許交付1日)で
取得できます。料金は10,000円程度です。

ただし、受講回数が少なく日程が決まっているので、
詳細については市町村や農協、富山県新川農林振興センターに
お問い合わせください。

走 行 前 の 確 認 事 項

②特殊車両通行許可の申請

農作業機を付けた状態で全幅が2.5mを超える場合は
通行する道路の道路管理者から特殊車両通行許可を
申請する必要があります。

●申請先

道路の種類	申請先（道路管理者）
国道(※8,41,156,160,470号)	富山河川国道事務所
県道（魚津・滑川）	富山県入善土木事務所
市町村道	各市町村・道路部局

※上記以外の国道を含む場合は、県の機関へ申請してください。

走 行 前 の 確 認 事 項

②特殊車両通行許可の申請

道路管理者が異なる(例：県道と市道をまたぐ)場合、県道の道路管理者にまとめて特殊車両通行許可申請が可能です。

□ただし、経路が複数の道路管理者にまたがる場合は、協議手数料が発生します。

●協議手数料

申請車両台数 × 申請経路数※ × 200円

※往復の場合は2経路となります。

走 行 前 の 確 認 事 項

②特殊車両通行許可の申請

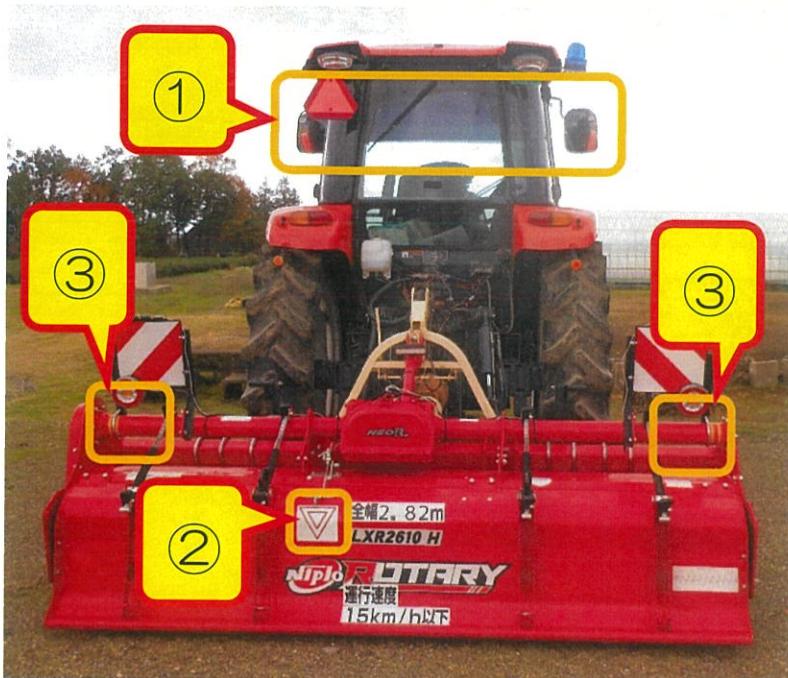
●特殊車両通行許可申請に必要な書類

書類の名称	
特殊車両通行許可申請書	
	車両の諸元に関する説明書
	通行経路表
	通行経路図
添付書類	自動車検査証の写し ※原則添付
	車両内訳書 ※複数台を申請する場合に必要になります
	道路管理者が必要とする書類 ※未収録路線を 含む申請の場合、通行経路・出発地・目的地が分かる地図を添付

走行前の確認事項

③灯火器類の設置

①全幅が1.7mを超える、
灯火装置等の最外側から40cmを超える作業機



【トラクター後面】

- ①左右ミラー
- ②制限標識
- ③反射器(両端に装着)
後面：赤、前面：白



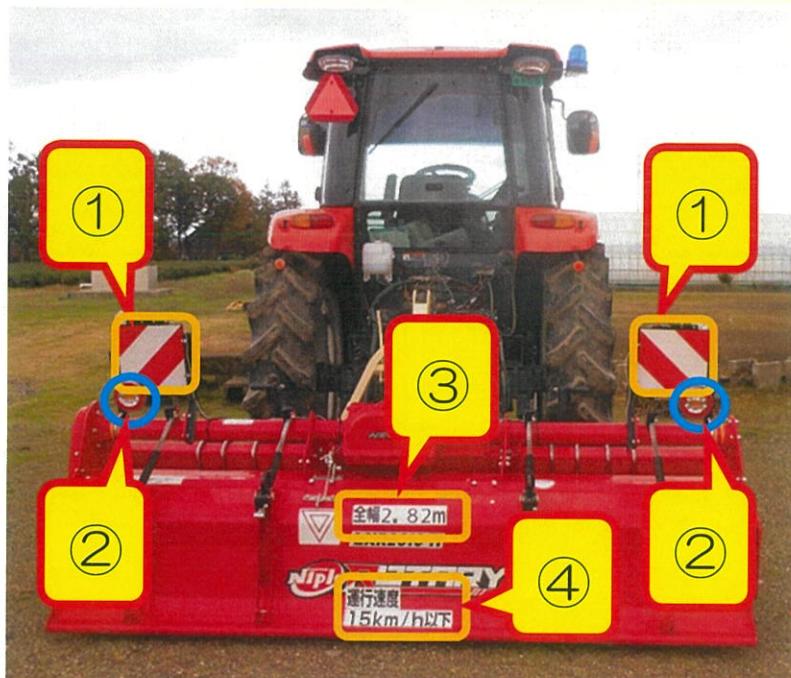
【トラクター前面】



走行前の確認事項

③灯火器類の設置

②全幅が2.5mを超える、
灯火装置等の最外側から40cmを超える作業機



【トラクター後面】

全幅1.7mを超える場合の設置物に追加

①外側表示板(前後、左右)

②灯火器(前後、左右)

後面：赤、前面：白

③全幅表示

※④の運行速度表示は
作業機との組合せにより
必要な場合があります。

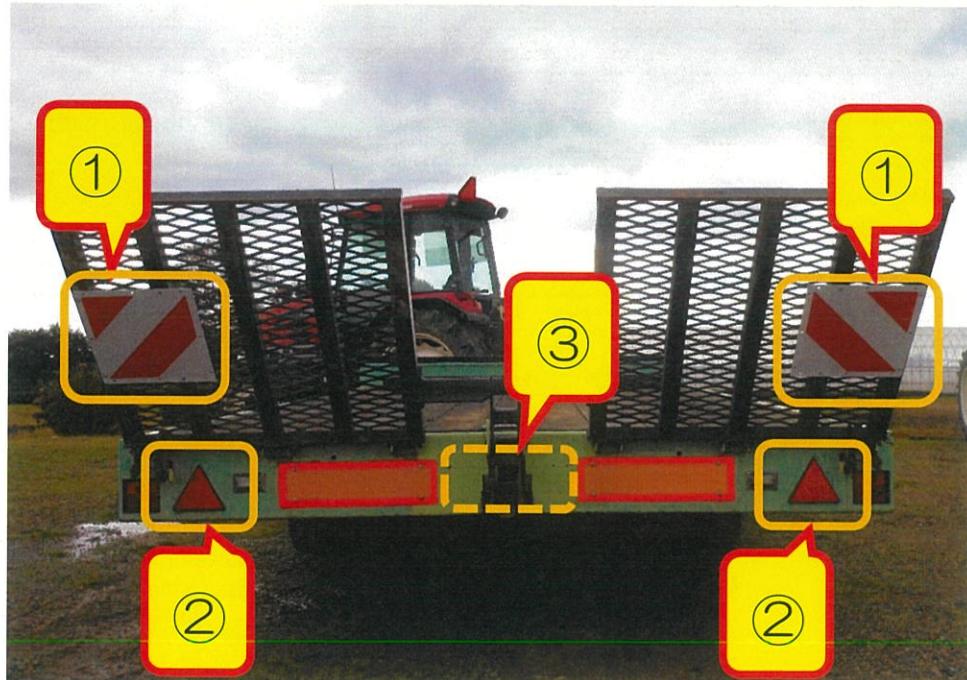
【トラクター前面】



走行前の確認事項

③灯火器類の設置

③作業機を付けて「全長12m」「全幅2.5m」「全高3.8m」のいずれかを超える場合

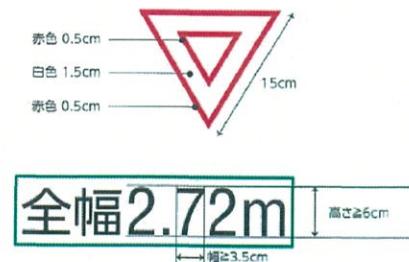


【作業機後面】

- ①外側表示板
- ②赤色三角形の反射器
- ※③には右図のように

制限標識・全幅表示を設置

トラクターと
作業機をつなぐ
チェーンも装着



おわりに…

安全確保はすべてにおいて 最優先事項です！！

法令順守は経営者としての責務であり、農業者だけでなく、公道を走行するすべての人や車両の安全確保は重要です。

そのため、灯火器類の設置や、公道走行に必要な申請手続きは確実に行なうことが大切です。